

# 福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名： 仁摩保育所

評価実施期間： 平成 26年 2月 5日

## 1 評価機関

名称	有限会社 保健情報サービス
所在地	米子市宗像 53 番地 46

## 2 事業者情報

【平成 26年 1月 31日現在】

事業所名称：	大田市立仁摩保育所 サービス種別： 保育所
開設年月日：	平成 17年 4月 1日
設置主体：	島根県大田市
経営主体：	社会福祉法人 仁摩福祉会
所在地：	〒 6 9 9 - 2 3 0 1 島根県大田市仁摩町仁万 599-1
連絡先電話番号： 0 8 5 4 - 8 8 - 9 1 0 0	FAX 番号： 0 8 5 4 - 8 8 - 9 1 0 1
ホームページアドレス	E-mail <a href="mailto:nimahoiku@shiosai.or.jp">nimahoiku@shiosai.or.jp</a>

### 基本理念・運営方針

#### 基本理念

<保育理念>

- ① 子どもの健全な人間形成をはかるため、児童憲章及び児童福祉法の理念に基づき、一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重する保育を実施します。
- ② 利用者（子ども・保護者）の立場を尊重し、利用者一人ひとりのニーズに応じてきめ細やかな保育を提供する保育所保育を実施します。
- ③ 地域社会との連携を深め、子どもや保護者の姿を地域の中に見えやすくすると同時に、誰もが参画しやすい保育所づくりをします。

## 運営方針

### <保育方針>

- ① 一人ひとりを大切に 子どもの生きる力を養い、年齢に応じた発達過程を踏まえた保育を行います。
- ② 保護者との連携を密にし、子どもの成長の喜びを共有するとともに子育ての楽しさを知ることで信頼関係を築きます。
- ③ 積極的に地域へ出かけ、周囲の豊かな自然や社会資源を活用した保育を行い、多くの人とかかわり、豊かな人間関係を育てます。

## 【利用者の状況】

定員	120 名	利用者数	125 名
0 歳 児		利用者数	15 名
1 歳 児		利用者数	23 名
2 歳 児		利用者数	15 名
3 歳 児		利用者数	26 名
4 歳 児		利用者数	19 名
5 歳 児		利用者数	27 名

## 【職員の状況】

職 種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数	
	常勤(人)		非常勤(人)				
	専従	兼務	専従	兼務			
所 長	1					1	
主 任	1					1	
保 育	14			8		0 歳児 3 人 : 1 (保育士) 1、2 歳児 6 人 : 1 3 歳児 20 人 : 1 4,5 歳児 30 人 : 1	
調 理	2		2			2	
看 護	1					1	
前年度採用・退職の状況			採用	常勤	20 人	非常勤	10 人
			退職	常勤	人	非常勤	人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数						2 年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数						2 年	
○常勤職員の平均年齢						36 歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢						36 歳	

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ記入してください

### 3 評価の総評

#### ◇特に評価の高い点

社会福祉法人仁摩福祉会が平成24年4月より島根県大田市より指定管理を受けて運営されている保育所である。市立保育園当時から培ってきた知識や経験を活かしながら、仁摩福祉会の持つ運営能力をあわせながらより質の高い保育を実践されている。指定管理後も大田市の特別保育事業を引き継いで行われており、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、自園型病児・病後児保育事業、障害児保育事業、子育て支援センター事業及び地域活動事業が行なわれており充実している。

子育て支援センターも併設ということもあり、地域の子育ての拠点としての役割も果たされている。

指定管理後職員の年齢層も若い方も増え、職員の表情も明るく好感が持てる。保育士の育児休暇や急な欠員にも対応できる体制を整えられている。職員間の連携も良く、何か問題や分からないことがある時には、園長や主任保育士などの経験豊富な保育士に相談できるシステムが整えられており、職員は保育理念・方針を理解し、保育の実践に活かしている。法人の指定管理になると同時に規定や各種マニュアルも再度整備され、記録等も整備されている。

園庭も昨年より芝生化が進み、園児が自然と触れ合う機会も多く持たれている。高校生をはじめ地域の方のボランティアなど異年齢との交流も多く持たれている。

園児もとても明るく元気で、食事の際の行儀も大変良かったです。

#### ◇改善を求められる点

改善という訳ではありませんが、保育の面についてはより質の高い保育を目指されており、付加基準の設問については「b」も多くなったようです。

職員間のチームワークと共通認識で今後も頑張っていって欲しいと思います。

人事管理については、法人による人事考課制度の導入ということでこれからである。研修計画についてもより細やかな個々の計画をたてられ手も良いかもしれません。

食育にも力を入れられておりますので、入園児に子どもたちが家庭で今までに食べた物、食べてない物を調査を取り入れられても良いと思います。

## 4 大項目別の評価概要

### I-1 理念・基本方針

平成24年度から大田市から指定管理制度で社会福祉法人仁摩福祉会が運営されている。移管後も保育理念については継続している。法人、保育所の理念は保育所しおりにも記載しており、保育理念に基づき保育方針も明文化されている。職員室にも掲示されており、毎月の職員会議で理念や保育方針について話し合い共有が出来る。園内にも提示され、保護者には総会や入園前の面接、入園後の保護者会や年2回の園便りに記載し理解を得るようにしている。アンケートの結果でも保護者のほぼ理解されている。

### I-2 計画の策定

年度末に中長期計画、収支計画の評価を行い新年度の中長期計画を策定されている。事業計画は中長期計画を基に園長、主任が中心になり策定されている。職員に対しては職員会議や各委員会で職員に知らせている。保護者には年2回の園便り、保護者会で説明され周知されている。中長期計画に基づいて園庭の芝生化を前年度より実施し、今年度も引き続き施工する。また建物が塩風にあたるため修繕の予定等計画もされている。

### I-3 経営者の責任とリーダーシップ

園長の役割と責任は文書化されており、職員会議等で説明されている。園内で年2回法人の各部署の責任者等参加し合同で法令順守の勉強会を行ったり、保育所の質の向上のため職員を積極的に内外の各種研修に参加できるように年間計画が立てられている。研修後は伝達講習を行い職員が研鑽できるよう指導している。園長と主任、各クラス担任は連絡ノートや相談をし業務の改善や各行事の前に検討、行事後の反省を行い今後の取り組みに指導をしている。園便りや計画書が手書きのため今後パソコンの導入を法人に相談をしている。

### II-1 経営状況の把握

定員割れがない様新規の園児数、地域の保育需要を把握されている。大田市の子育て支援センターや保健師と連携をとっている。毎月の運営会議で経営状況を分析している。今年度は正職員を4名採用し保育の安定が図られている。本年度島根県と大田市の監査を受けたが、指摘事項はなかった。

### II-2 人材の確保・育成

年度初めにプランを作成して正職員4名採用し人材の確保は出来ている。人材の確保はしているが中途入所が多いため中途入所者に対応する保育士の確保が難しい。人事考課については本年度から導入され、法人指導で面接が行われている。主任は職員を、園長が主任を、法人が園長を面接で聞き取りが行われている。職員の有給消化率、時間外労働、疾病状況を定期的にチェックしてお

り、有給休暇の希望も聞くようにされている。インフルエンザの予防接種についても法人が千円補助し職員、園児への拡大を防いでいる。年1回の定期健診も行われている。職員の希望等により福利厚生倶楽部に加入し、福利厚生や健康管理に取り組んでいる。研修については、年間計画を立て中国大会、県や市の研修に参加させている。保育士の専門性の向上のため園長、主任が検討し勤務年数や研修内容に沿って定期的及び必要に応じ参加させている。研修計画の見直し、評価を行い職員を適切に研修に参加ができるようにされている。また、法人に報告書を提出し質の向上の取り組みが行われている。実習生の受け入れも積極的で保育士養成学校、高校生、中学生の家庭科授業など受け入れが行われている。マニュアル等も整備し受け入れ態勢を充実させ取り組んでいる。

### Ⅱ－3 安全管理

事故、感染症発生時の対応、子供の安全確保のためのマニュアル、災害マニュアルを作成し体制が整備されている。月1回の避難訓練の実施、津波、地震、大雨の危険がある時は地域の市指定の山まで避難をすることが決められている。園児の安全確保のため各クラス保育士、主任、園長は申送り時、日誌等で日々安全確認をしている。感染症は10人以上発生時は県に連絡するようになっている。保護者連絡は園の掲示板と担任が保護者個別に電話等で知らせている。遊具の点検、室内の消毒、手洗い、うがいは毎日行われている。保育中熱発の時は保護者に連絡をして病児保育の対応も行われている。

### Ⅱ－4 地域との交流と連携

園児は保育士と共に近隣の健康公園等に散歩にでかける機会も多い。近隣の老人施設、老人会との交流、地区運動会、地区公民館に作品展示、高校、中学校と交流など行事や活動に積極的に関わりを持っている。また、園の施設を地域に還元する目的で一時預かり事業、子育て相談事業、園庭解放、乳児検診に職員が出かけ声かけを行っている。ボランティアの受入れについては、事前説明を行う受入れ態勢などマニュアルが整っている。ボランティアも多彩で「おじいちゃん、おばあちゃんボランティア」中、高校生、老人会、JA職員による餅つきなど地域との関わりが深い。関係機関についても市役所、小学校、警察、消防署等の連絡方法を明示している。職員は早番、遅番勤務等があり職員間で関係機関の情報が十分共有できていないので、現在見直し中である。関係機関との連携は取れており、必要時には都度連絡を取り連携を図るようにされている。子育て支援センター、子育て支援機関、民生委員、児童委員等とは定期的な会議に出席し把握するようにされている。

### Ⅲ－1 利用者本位の福祉サービス

一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本方針や計画について共通理解を持つため職員会議で話し合いを行っている。マニュアルがあり保護者会、

総会、しおりの配布でプライバシー保護の取り組みを周知している。日々の連絡帳、保護者会、面接、相談を行い取り組んでいる。保護者が相談や意見を述べたい時は保護者が相談方法や相手を選べる体制がある。しおりに相談、苦情解決の記載もあり保護者へ周知している。意見箱はあるが入ることはほぼ無く、連絡ノートの活用やクラスの先生に直接意見、要望を話されることが多い。結果のフィードバックについては毎月の便りで報告をしている。保護者アンケートの結果、概ね、満足しているという保護者の意見が多くあった。

### Ⅲ－２ サービスの質の確保

職員全員で日ごろのサービスについて話し合いを行っている。第三者評価については今回が初めてである。今後の定期的な評価を実施する体制は第三者評価を受けてから構築していかれる。サービスの記録、育児計画・実施記録も具体的に書かれており、各種の記録等は職員室に保管されている。保存、破棄も規定に定めてある。保育理念や基本方針、保育過程に基づいて計画が作成されている。園児や保護者の情報の共有、保育の支援のあり方について必要時職員会議を開催している。主任、リーダー、担任で情報の共有をしている。

### Ⅲ－３ サービスの開始・継続

しおりに保育サービスや料金表、休日保育、延長保育等が具体的に記載されている。保護者にしおりで事前説明をされている。保護者は申し込み時に同意書を渡し記入してもらい市役所に提出される。卒園後においても、小学校入学後の不安なこと、環境の変化等の相談を受けている。

### Ⅲ－４ サービス実施計画の策定

年間、月案、週案、個別と計画が作られ、月ごとに評価、見直しの記録がある。用紙に身体、生活状況、アレルギー等の記録をし把握している。個人記録も作成されていて、丁寧な記録が確認出来た。保護者との連絡ノートを活用、相談を行いサービスにつなげている。

付加基準

#### A-1 保育所保育の基本

・保育課程については、子どもの背景や地域、家庭の状況などを考慮して編成されている。個々の発達に合わせて保育をし、評価も次回に活かせるようにしている。一時預かり事業、子育て相談事業、園庭開放、乳児検診に職員が出向き声かけをされているなど地域のニーズに応えるよう配慮されている。地域交流、中、高校生との交流、実習生の受け入れ触れ合いを大切にしている。

・乳児保育については、保育室は明るく衛生的で暖かな雰囲気があり安全性に配慮されている。個別の指導計画を作成され一人ひとりに合った関わりをされ

ている。栄養士、看護師が配置され適切な対応をされている。一人ひとりを大事にしながら職員間、保護者と連携をとり保育が進められている。

- ・1・2歳に保育については、子供一人ひとりの育ちに応じて基本的な生活習慣や楽しくしっかり活動できるよう関わっている。友達存在に気づき友達と一緒に遊ぶ楽しさを知り人との関わりを深めていくよう配慮されている。一人ひとりに配慮しながらいろいろな経験ができる保育内容になっている。

- ・3歳以上児の保育については、子供一人ひとりの育ちに応じて基本的な生活習慣や楽しく、しっかり活動できるよう関わっている。友達存在に気づき友達と一緒に遊ぶ楽しさを知り人との関わりを深めていくよう配慮されている。一人ひとりに配慮しながらいろいろな経験ができる保育内容になっている。

- ・小学校との連携や就学を見通した計画については、計画に基づき小学生と交流することで進学を楽しみに思えたり、見通しが持てる配慮がされている。小学校の一日入学、就学時検診を通じて保護者との関わりを持っている。小学校の先生と話し合いや園児の様子を見に来てもらう機会を設けている。

- ・生活にふさわしい場として園については、手洗い場やトイレは清潔で1歳児でも利用しやすいおまるがあり配慮されていた。0・1歳児クラスは部屋を中央で簡単に仕切り食事を別にしたりコーナー遊びが出来るよう環境作りをされていた。訪問時に0・1歳児の昼食の様子を見て食べこぼしが少なく清潔感を感じた。

- ・基本的な生活習慣については、衣類の脱ぎ着になるべく手を出さず、自分でという気持ちを大切にされている。椅子にきちんと腰掛けて食事出来る様子を見て基本的な生活習慣を身につける保育が行われていると感じた。園庭が芝生化になり足に優しく、風で園庭の土が舞うことがなくかけっこや遊具で十分に体を動かしている。

- ・人間関係や協同的な体験については、異年齢児、老人クラブ、中、高校生との交流をされている。順番を守る、挨拶をする、物を大切に使うなど社会的ルールを身につけていく配慮がされている。

- ・自然や社会と関わるについては、戸外で遊ぶ時間や散歩に出かける時間が多くとることが出来ている。庭や散歩で拾ってきた葉や木の実などで季節感のある素材を利用し遊びや環境の中に取り入れている。海、山など自然の中でしっかり体を動かし、地域の方と交流も行われている。

- ・様々な表現活動については、絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。子供の発言に対し、ゆったりゆとりを持って話すようにしている。リズムやダンス等体を使った表現遊びを取り入れている。

- ・職員の資質向上については、リーダー会や職員会議で自分自身の評価や廻りからの意見を聞き改善を図っているが定期的な自己評価は行なわれていない。

## A-2 子どもの生活と発達

・子どもを受容し、理解を深めて働き掛けや援助については、一人ひとりにゆったりと関わり、思いを受け止めながら保育していけるように心掛けられている。複数の子供と関わっている時や忙しい時の子供の要求に「ちょっと待ってね」と応えてしまう事もあるので、ゆったりと関わりを持ちたいと思っておられる。

・障害のある子どもが安心出来る保育環境については、子供同士の関わりに配慮したり、その子に合った空間などを提供できるようにしている。集団の中で共に成長できるように子供同士の関わりを大切にしている。送迎時など保護者に園での様子を伝えたり、日常的に情報交換ができています。職員会議で全職員で情報の共有する。障害に沿った研修を受け関わりを深める。

・長時間の保育環境については、当日の子供の状況について職員間の引継ぎを行い長時間保育の環境が整備されている。長時間保育を受ける子供には軽食が出る。軽食の内容は保護者に知らせている。

・子どもの健康管理については、登園時に子供の様子を細かく聞き把握し適切な対応が出来るようにされている。体調のすぐれない子供については、保護者と確認し食事やその日に過ごし方について柔軟に対応されている。

・食事を楽しむ事の出来る工夫については、子供が保育士と一緒に食事を楽しみ、個人差や食欲に応じて意欲を持って食べられる工夫をされている。個人差や食欲に応じて量を調節したり苦手なものは量を減らすなど少しずつ食べられるよう工夫をしている。クッキングをしたり弁当の日、年長児はバイキングがあり楽しみがある。季節の食材で食事が提供されている。おやつも手作りで提供されている。

・年2回健康診断、歯科検診が行われ職員、保護者に結果を知らせている。健康診断、歯科検診の結果が記録されている。子供の健康状態は保護者や職員間で連携をとり保育に反映されている。

・食物アレルギーの子供は診断書、血液検査結果を提出してもらい、それに基づき食事が作られている。食物アレルギーのある子供は必ず職員が付き添うようにし食べこぼし等もすぐに掃除するようにされている。食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、慢性疾患について入所前に保護者から聞きとりを行っている。食物アレルギーの除去食について献立に分かるようにしたり職員が把握されている。

・調理は大量調理衛生管理マニュアルに基づき調理が行われている。職員は子供は看護師が手の正しい洗い方など指導し食中毒等の発生を防ぐ指導が行われている。



### A-3 保護者に対する支援

- ・一日保育士などで保育所の食事を体験してもらう場を設けている。献立表を配布し栄養などについて掲載している。保護者が食育に関心が持てる取り組みを工夫されていくと良いと思います。
- ・保護者支援としては、連絡帳での情報交換、子供の様子の記入や、送り迎えの時などにコミュニケーションを取っている。個別の相談にも応じ子供の成長や悩みなど共有できるよう支援している。
- ・子どもの発達や育児については、一日保育士などで親同士や保育士を交えて話す場が設けられている。一日保育体験の場を設け保護者と子供の発達や育児を共有できる機会がある。
- ・虐待への対応としては、子供の心身の状態に配慮し早期発見、予防できるよう努めている。養育状態が気になる時は保健師に相談をしている。

## 5 評価細目の第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	◎・b・c
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	◎・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	◎・b・c
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	◎・b・c

#### I-2 事業計画の策定

	第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	◎・b・c
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	◎・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	◎・b・c
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	◎・b・c
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・◎・c

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	◎・b・c
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	◎・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	◎・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	◎・b・c

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	◎・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	◎・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	◎・b・c

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・b・◎
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・◎
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	◎・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	◎・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	◎・b・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・b・◎
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	◎・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	◎・b・c

### Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	

Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㊦・b・c
Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㊦・b・c
Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㊦・b・c

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	㊦・b・c
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	㊦・b・c
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊦・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a・㊦・c
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㊦・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	㊦・b・c
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	㊦・b・c

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊦・b・c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㊦・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㊦・b・c

Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	㊦・b・c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㊦・b・c

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・㊦・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・㊦・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	㊦・b・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㊦・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㊦・b・c

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㊦・b・c
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㊦・b・c
	第三者評価結果
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㊦・b・c

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。	
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㊐・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	㊐・b・c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㊐・b・c

(付加基準－保育所版－)

#### A-1 保育所保育の基本

評価項目	第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開	
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	㊐・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㊐・b・c
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・㊐・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㊐・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㊐・b・c

A-1-(2) 環境を通して行う保育	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・㊸・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・㊸・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a・㊸・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㊸・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㊸・b・c
A-1-(3) 職員の資質向上	
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・㊸・c

## A-2 子どもの生活と発達

	評価項目	第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a・㊸・c

	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊟・b・c
	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊟・b・c
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㊟・b・c
	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㊟・b・c
	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a・㊟・c
	A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㊟・b・c
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㊟・b・c
	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㊟・b・c

### A-3 保護者に対する支援

評価項目	第三者評価結果
------	---------



A-3-(1) 家庭との緊密な連携	
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・㊸・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保育者支援を行っている。	㊸・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㊸・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㊸・b・c

6 利用者調査の結果(別紙)

7 事業者の自己評価結果(別紙)

8 第三者評価結果に対する事業者のコメント

